

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進に係る覚書

住友商事健康保険組合(以下、健保組合)と住友商事株式会社(以下、事業主)は、健保組合が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と事業主が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進(コラボヘルス)を目的に、以下の通り覚書を取り交わすこととする。

1. コラボヘルスの目的

被保険者の健康管理・中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー及び受診勧奨等、健保組合及び事業主の双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、健保組合及び事業主は共同で実施する事項について、以下の通り定める。

- (1) 被保険者にかかる健診に関する情報及びリスク保有者データの共有による再検査受診勧奨等の事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 留意事項

利用目的を中長期的な生活習慣病予防のための健診事後フォロー及び受診勧奨等の健康管理(関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む)に限定し、健保組合は、被保険者にかかる情報を以下のとおり事業主と共同利用することとする。

(1) 共同利用する個人データ

人間ドック、特定健診に関する以下の項目

健診受診者の氏名、健康保険証の番号、生年月日、性別、健診受診日、
健診実施機関名、健診結果及び医師の所見(既往歴、自覚症状、他覚症状)、
質問票

(2) 共同利用者の範囲

健保組合

事業主の人事厚生部及び産業医等の診療所関係者

(3) データ管理責任者

健保組合の理事長、事業主の人事厚生部長

健保組合及び事業主は、かかる個人データの取扱いにあたっては、個人情報保護法等の関連法規、ガイドライン及び各々の規程に基づき十分に注意するとともに、共同利用の対象となる個人データその他の必要事項について被保険者への周知に努める。

なお、共同利用にかかる提供方法及び提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

健保組合及び事業主は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

本覚書は、令和5年4月1日より有効とし、解約にあたっては健保組合及び事業主が双方署名又は記名押印した書面にてこれを確認することとする。

本覚書締結の証とするため、本書2通を作成し健保組合及び事業主が双方記名捺印の上、各1通を所持する。

令和5年4月3日

健保組合 大阪市中央区北浜4丁目5番33号
住友商事健康保険組合
理事長 安田 和弘



事業主 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社
代表取締役 清島 隆之



健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進に係る覚書

住友商事健康保険組合(以下、健保組合)と住商ウェルサポート株式会社(以下、事業主)は、健保組合が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と事業主が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進(コラボヘルス)を目的に、以下の通り覚書を取り交わすこととする。

1. コラボヘルスの目的

被保険者の健康管理・中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー及び受診勧奨等、健保組合及び事業主の双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、健保組合及び事業主は共同で実施する事項について、以下の通り定める。

- (1) 被保険者にかかる健診に関する情報及びリスク保有者データの共有による再検査受診勧奨等の事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 留意事項

利用目的を中長期的な生活習慣病予防のための健診事後フォロー及び受診勧奨等の健康管理(関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む)に限定し、健保組合は、被保険者にかかる情報を以下のとおり事業主と共同利用することとする。

(1) 共同利用する個人データ

人間ドック、特定健診に関する以下の項目

健診受診者の氏名、健康保険証の番号、生年月日、性別、健診受診日、健診実施機関名、健診結果及び医師の所見(既往歴、自覚症状、他覚症状)、質問票

(2) 共同利用者の範囲

健保組合

住商ウェルサポート株式会社健診担当及び産業医

(3) データ管理責任者

住友商事健康保険組合の理事長、住商ウェルサポート株式会社業務部長

健保組合及び事業主は、かかる個人データの取扱いにあたっては、個人情報保護法等の関連法規、ガイドライン及び各々の規程に基づき十分に注意するとともに、共同利用の対象となる個人データその他の必要事項について被保険者への周知に努める。

なお、共同利用にかかる提供方法及び提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

健保組合及び事業主は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

本覚書は、令和5年4月1日より有効とし、解約にあたっては健保組合及び事業主が双方署名又は記名押印した書面にてこれを確認することとする。

本覚書締結の証とするため、本書2通を作成し健保組合及び事業主が双方記名捺印の上、各1通を所持する。

令和5年4月3日

健保組合 大阪市中央区北浜4丁目5番33号
住友商事健康保険組合
理事長 安田 和弘



事業主 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住商ウェルサポート株式会社
代表取締役 降幡 至功

